

動物愛護管理法に基づく指定登録機関の  
募集について

公募要領

令和3年4月

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

## 目 次

1. はじめに	1
2. 登録関係事務等の実施内容について	1
3. 公募に当たっての考え方及び留意事項について	1
4. 募集方法・応募要件について	2
5. 応募書類の提出について	3
6. 審査・選定及び結果通知について	9

## 1. はじめに

令和元年6月19日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）」の規定のうち指定登録機関に係る規定が令和4年6月1日に施行されることに伴い、マイクロチップを装着した犬及び猫の所有者情報等の登録等の事務を国の代わりに実施する指定登録機関の申請方法等を定めた「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令（令和3年環境省令第9号。以下「省令」という。）」が令和3年4月8日に公布され、同日施行されました。

これを踏まえ、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）」を所管する環境省では、令和4年6月1日に施行される犬及び猫へのマイクロチップの装着等義務化に向けて、指定登録機関の公募を行います。登録関係事務等の内容、募集方法その他必要な事項は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

## 2. 登録関係事務等の実施内容について

指定登録機関は、次の事項に掲げる事務を的確に実施すること。

- ・ 犬及び猫へのマイクロチップ装着、登録等の義務化に向けて、法第39条の10に規定する指定登録機関として、所有者情報の登録、変更登録、狂犬病予防法の特例等に関する登録関係事務その他必要な事務を行うこと。なお、指定登録機関となる者は、ブリーダーやペットショップ、一般の飼い主等、全国すべての所有者からの犬及び猫の登録申請に対応する必要があり、全国で年間の登録と変更登録の合計件数が約110万件を上回ると想定される犬及び猫の登録関係事務等を行う体制を整備し、確実に実施すること。
- ・ 登録関係事務を適切に行うために指定登録機関となる者が Web システム（以下「指定登録機関システム」という。）を構築、運用し、情報セキュリティの確保や個人情報保護対策を実施すること。また、令和5年度からは環境省が構築したデータベース（以下「環境省データベース」という。）の運用、保守等を指定登録機関の費用負担により行うこと。
- ・ また、行政機関の業務の適切な遂行に寄与するため、ブリーダー、ペットショップ等の第一種動物取扱業者を指導監督する都道府県・政令指定都市や、狂犬病予防法の特例措置に係る市町村、環境省、警察その他公共機関からの問合せに対応すること。
- ・ 犬及び猫へのマイクロチップの装着義務化の趣旨に鑑み、装着・情報登録に係る飼い主等への普及啓発やマイクロチップ情報の読取器（リーダー）の地方自治体等への配布等に係る業務等を実施すること。

### 3. 公募に当たっての考え方及び留意事項について

- ・ マイクロチップの登録等の手数料については、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定登録機関）に納めなければならないこと及びこの手数料は指定登録機関の収入とすることが規定されている。このため、登録関係事務、その他必要な事務（指定登録機関システムの構築、運用、環境省データベースの運用、保守等を含む。）に関する費用は、これらの手数料の収入で賄うことを想定している。しかしながら、指定登録機関は登録申請の件数の変動等があっても安定的に運営できることが求められるとともに、指定登録機関システムの構築費等の施行迄に要する初期費用は指定登録機関となる者が事前負担する必要があることから、指定登録機関となる者を選定するに当たっては、審査において、初期投資相当額の準備や流動比率等の財務状況について判断を行う。なお、手数料については、今後政令で定めることとされているが、電子的処理（オンライン）の手数料として1件あたり200円～400円程度を想定し、紙申請の手数料としてオンラインの額の2倍程度から3倍程度とすることを想定している。

※全国で年間の登録と変更登録の合計件数が約110万件を上回ると想定しているが、仮に年間の登録等件数がこれを下回った場合であっても国等から補填は困難であるため、指定登録機関となる者は相互に連携するとともに、綿密な事業計画を立て登録件数の確保に努めなければならない。

※マイクロチップの登録等は、原則としてオンラインで行われるものとし、オンライン利用率を90%と想定している。

- ・ 登録された個人情報は環境省データベースに保管される。原則として指定登録機関による個人情報の保管、利活用は認められない。
- ・ 指定登録機関が仮に複数指定された場合においては、問合せ対応等の窓口事務の偏り等が生じ得ることから、手数料収入の分配や、環境省データベースの保守・運用に係る費用の負担割合等を指定登録機関が自ら調整するなど、連携を行うための用意を行う必要がある。
- ・ 現在、マイクロチップに係る民間団体の登録制度を運用している機関に対し、登録済みのデータについて環境省データベースへの移行の可能性について、調整を行う必要がある。

### 4. 募集方法・応募要件について

#### (1) 募集方法

件名	法に基づく指定登録機関の指定
募集期間	令和3年4月15日～令和3年5月14日
募集形式	公募

指定する機関の数	少なくとも1者
----------	---------

(2) 応募要件

- ① 一般社団法人又は一般財団法人であること。
- ② 登録関係事務以外の業務により登録関係事務を公正に実施することができないおそれがないこと。
- ③ 申請書に記載した内容等について、環境省による問合せ等に対応できること。

5. 応募書類の提出について

(1) 募集期間等

募集期間：令和3年4月15日（木）～令和3年5月14日（金）

【17:00 必着】

受付時間：10:00～12:00 13:00～17:00／月曜～金曜（祝日を除く）

提出方法：郵送又は持参（電子メールやファックスでの提出は不可）

※ 持参の際の時間外受付や締切りを過ぎての提出は受け付けない。郵送の場合、配達等の都合で締切時刻までに届かないことがあるため、余裕をもって発送するよう注意すること。

(2) 提出先・問合せ先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

TEL：03-3581-3351（代表）（内線6655）

（提出部数等は（4）②提出部数を参照のこと）

(3) 質問の受付

この公募に関する質問がある場合は、別添の質問書様式による書面を、令和3年4月22日（木）17時までに電子メールにより提出すること。質問に対する回答は、令和3年4月26日（月）17時までに質問を提出した全者に対して電子メールにより行う。

質問の提出先：shizen-some@env.go.jp

タイトル：動物愛護管理法に基づく指定登録機関の募集について

(4) 提出書類

- ① 申請に必要な書類（省令第1条）

提出書類	書類名
------	-----

<input type="checkbox"/>	申請書（別添の申請書様式）
<input type="checkbox"/>	定款
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書
<input type="checkbox"/>	申請の日の属する事業年度の直前の事業年度（申請の日の属する事業年度の直前の事業年度が最終事業年度（一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 2 号に規定する最終事業年度をいい、一般財団法人にあっては同条第 3 号に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。）でないときは、最終事業年度）の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録
<input type="checkbox"/>	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書（※ 1）
<input type="checkbox"/>	指定の申請に関する意思の決定を証する書類（※ 2）
<input type="checkbox"/>	役員の名及び略歴を記載した書類
<input type="checkbox"/>	現に行っている業務の概要を記載した書類
<input type="checkbox"/>	職員、設備、登録関係事務の実施の方法その他の事項についての登録関係事務の実施に関する計画を記載した書類（※ 3）
<input type="checkbox"/>	登録関係事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有することを記載した書類（※ 3）
<input type="checkbox"/>	法第 39 条の 10 第 4 項第 4 号イ及びロのいずれにも該当しない旨の役員の申述書

※ 1 登録関係事務以外の事業を含む団体全体の事業計画書及び収支予算書とする。また、指定登録機関の業務に関する事業計画や収支予算について社員総会、理事会、評議員会等の承認を経していない場合は、確実性の高い予定案を提出するものとする。

※ 2 理事会等の議事録等とする。

※ 3 「職員、設備、登録関係事務の実施の方法その他の事項についての登録関係事務の実施に関する計画を記載した書類」及び「登録関係事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有することを記載した書類」には、以下の項目について記載するものとする。

「職員、設備、登録関係事務の実施の方法その他の事項についての登録関係事務の実施に関する計画が、登録関係事務の適正かつ確実な実施のために適切なものである
---

こと。」への適合状況を審査するために必要な事項（法第 39 条の 10 第 3 項第 1 号）	
(1)	登録関係事務その他必要な事項の実施の方法に関する事項
(イ)	登録関係事務の実施の方法に関する計画
(ロ)	登録関係事務を行う時間及び休日に関する計画
(ハ)	使用する建物の面積及び平面図並びに当該建物内の主な設備及び機器の配置図等、登録関係事務を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備が確保されていること又は確保するための今後の計画。
(ニ)	申請者の組織及び人員並びに登録関係事務に従事する職員の氏名及び業務分担（登録関係事務以外の業務の兼務状況を含む。）等、登録関係事務、その他必要な事務に必要な職員が確保されていること又は確保するための今後の計画。また、リーダー、ペットショップ、一般の飼い主等、全国すべての所有者からの犬及び猫の登録事務等を確実にかつ速やかに行う体制整備を行い、実施するための説明。
(ホ)	登録関係事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって登録関係事務が不公正になるおそれがないことの説明。特に、収支について、登録関係事務に係る会計が設けられている場合にあつては、申請者の行う他業務に係る会計と区分されていること又はその整備・区分のための今後の予定を明記すること。
(ヘ)	登録に関し、利用者が使用するに当たっての利便性や登録率向上等に向けた対策の説明。
(ト)	法第 39 条の 25 に規定する手数料の収納の方法に関する事項。なお、手数料については、原則としてオンラインでの収納とし、補助的に現金での収納を可能とすることから、オンライン収納を前提に説明すること。
(チ)	登録関係事務に関する帳簿及び書類管理に関する説明。
(リ)	登録関係事務に関する標準的な作業時間及びその手順に関する説明。
(ヌ)	指定登録機関が複数の者とされた場合においては、問合せ対応等の窓口事務の偏り等が生じ得ることから、手数料収入の分配や、環境省データベースの保守・運用に係る費用の負担割合等を指定登録機関が自ら調整するなど、連携を行うことの計画及びその旨の誓約書。

	(ル)	法第 39 条の 7 に規定する狂犬病予防法の特例について、全ての市町村長の参加意思を確認する方法等に関する説明。
	(ヲ)	登録、逸走情報、第一種動物取扱業者、狂犬病予防法の特例措置等に関する自治体や国からの照会についての対応に関する説明。
	(ワ)	マイクロチップの装着、登録等について利用者への普及啓発、マイクロチップリーダー配布等の必要な環境整備に関する計画。
	(カ)	現在、マイクロチップに係る民間団体の登録制度を運用している機関に対し、登録済みのデータについて環境省データベースへの移行の可能性について、調整を行うことに関する説明。
(2)	個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項	
	(イ)	情報セキュリティが適切かつ確実に担保され、継続的に維持されることを客観的に保証するための第三者認証である ISO/IEC27001 (JIS Q 27001) の証明書。なお、指定登録機関システムの構築、保守運用を外部に委託（再委託、再々委託等を含む。以下同じ。）する場合は、これらの委託先の証明書を提出すること。
	(ロ)	個人情報保護が適切かつ確実に担保され、継続的に維持されることを客観的に保証するためのプライバシーマーク登録証。なお、登録関係事務、その他必要な事務を外部に委託する場合（事務所の維持管理業務や利用者への普及啓発業務等の個人情報を扱わない業務を委託する場合を除く）は、申請者に加えてこれらの委託先のプライバシーマーク登録証も提出すること。なお、募集期間中に提出できない場合は、令和 3 年 5 月 31 日（月）17:00 までの提出でも可とする。なお、その際提出先、提出部数等は応募書類の提出に準ずる。
	(ハ)	指定登録機関システムについて、別添の要件定義書のスケジュールに従い、要件定義書で求められる構築要件を満たす指定登録機関システムを適切に構築できることを示す構築提案書。構築提案書には、構築スケジュール、具体的な構築体制などを含めること。
	(ニ)	指定登録機関システムを構築するための開発計画書及び管理等方法を定めた開発実施要領を設計開始迄に提出することの計画。
	(ホ)	指定登録機関システムの構築に当たっては、日本政府の「デジ



	タル・ガバメント推進標準ガイドライン」の各ガイドラインを順守することの説明。また、クラウドファーストの原則に則り、指定登録機関システムはクラウド上に構築することの説明。
(へ)	指定登録機関システムの構築に当たっては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に準拠し、情報セキュリティ及び個人情報保護について、暗号化や監視、BCP（事業継続計画）、セキュリティ・オペレーション・センターの導入を含む全ての必要な対策に関する説明。
(ト)	令和4年6月1日の施行迄に、十分な期間、各利用者が参加した総合試験を実施し、不具合等の発見やその是正を行い、試験結果を提出することの計画。
(チ)	令和4年6月1日の施行迄に、情報セキュリティ及び個人情報保護の外部監査を受け、その指摘を施行迄に是正するための計画。なお、外部監査については、申請者自らが準備すること。
(リ)	指定登録機関システムについて、別添の要件定義書のスケジュールに従い、要件定義書で求められる保守運用要件を満たす保守運用を実施できることを示す保守運用提案書。
(ヌ)	指定登録機関システムについて、令和4年6月1日の施行後の指定登録機関システムを適切に保守運用するための保守運用計画書及び管理等方法を定めた保守運用実施要領を連携テスト開始迄に提出することの計画。
(ル)	指定登録機関システムの構築及び令和4年6月1日の施行以降の保守運用にかかる見積書。なお、見積期間は、構築の開始から施行後の令和5年3月末迄とすること。
(ヲ)	構築及び保守運用期間を通じ、個人情報を適切に取り扱い、指定登録機関システムにて個人情報を保管しないことの計画に関する説明。なお、3. で前述のとおり、指定登録機関による個人情報の保管、利活用は原則として認められないことに留意すること。
(ワ)	登録関係事務に関して知り得た秘密の保持に関し、当該情報を適切に管理するための説明。
(カ)	登録関係事務の一部を外部に委託することを予定している場合、委託を予定する事務の内容、委託先及び登録関係事務に関する秘密漏洩防止措置に関する説明。

	(ヨ)	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 58 号)に基づき、個人情報を適切に扱い、漏洩させないこと、及び万一漏洩した場合はその対応を速やかに実施することを誓う誓約書。また、漏洩防止措置及び仮に漏洩した際の対応(個人情報漏洩に係る保険の加入(加入計画に当たっては見積書の添付)、インシデントにかかる費用等を含む。)に関する計画。
「前号の登録関係事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。」への適合状況を審査するために必要な事項 (法第 39 条の 10 第 3 項第 2 号)		
(1)	<p>初期投資相当額を有するかに関し、以下のいずれかを満たすことの説明。</p> <p>① 預金、現金、本件事業についての準備金、売掛金の金額から未払金、買掛金を除した額が初期投資相当額以上を有すること。</p> <p>② 取引金融機関の融資証明書、預金残高証明書等により、初期投資相当額の資金を調達する能力を有すると認められる者であること。</p> <p>なお、初期投資相当額は、申請者が提出する「職員、設備、登録関係事務の実施の方法その他の事項についての登録関係事務の実施に関する計画が、登録関係事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。」への適合状況を審査するために必要な事項のうち、(2)個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項(ル)において提出する見積書におけるシステム構築等の施行迄にかかる一切の費用とする。</p>	
(2)	個人情報保護及び情報セキュリティに関し、指定登録機関において専門的な知識を有する人材の確保に関する説明。	

② 提出部数

- ・ (4) ①の申請に必要な書類を以下のとおり提出

正本 1 部、コピー副本 4 部、電子媒体 1 部

※ 電子媒体は(4) ①の電子ファイルを納めた CD-R 又は DVD-R とし、媒体のラベル面には、申請団体名と「動物愛護管理法に基づく指定登録機関の指定申請書類」と記載。

- ・ 申請者の概要資料(パンフレット等)を 1 部ずつ提出

③ 提出に当たっての注意事項

(イ) 郵送する場合は、応募書類の封筒の宛名面に「動物愛護管理法に基づく指定登録機関の申請書類」と朱書きで明記し、書留郵便等の配達記録が残るものにする。

(ロ) 提出された申請書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は

取消しを行うことはできない。また返還も行わない。

- (ハ) 応募要件を満たさない者が提出した申請書等は、無効とする。
- (ニ) 虚偽の記載をした申請書等は、無効とする。
- (ホ) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (ヘ) 提出された申請書等は、環境省において、審査以外の目的で申請者に無断で使用しない。また、申請書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

## 6. 審査・選定及び結果通知について

### (1) 審査・選定の方法

環境省は、提出された申請書類等の内容が指定登録機関として登録関係事務等を確実に実施できる者かどうかを審査する。なお、審査に当たっては、環境省職員と外部有識者（情報セキュリティ・個人情報保護の専門家、経理的基礎の判断を行う公認会計士等）で構成される審査委員会を設置し審査を行うこととしている。申請書類の明らかな誤記や書類不備がある場合は、審査の対象にならない場合がある。

審査では、応募要件を満たしている者について、次の評価項目を踏まえて申請内容を評価し、指定登録機関を選定する。

#### 【評価項目】

職員、設備、登録関係事務の実施の方法その他の事項についての登録関係事務の実施に関する計画が、登録関係事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであるか。（法第 39 条の 10 第 3 項第 1 号）
--

#### 【関連項目】

(4) 提出書類 ① 提出書類 ※ 3 (1) ~ (2)
-------------------------------

登録関係事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであるか。（法第 39 条の 10 第 3 項第 2 号）
---

#### 【関連項目】

(4) 提出書類 ① 提出書類 ※ 3 (1) ~ (2)
-------------------------------

### (2) 選定結果の通知等

選定結果は、審査の終了後、環境省から全ての申請者に通知するとともに、審査に合格した者については環境省告示により指定登録機関として指定を行うものとする。